

電子情報の不正記録・流出を禁止する 個人情報保護条例

草 加 市

○ 取組の概要

市が行う市民の個人情報の収集や利用について、基本的なルールや個人情報の開示・訂正の手続などを規定した個人情報保護条例を制定。条例の中で、個人情報の開示・訂正・削除や目的外利用及び外部への提供の中止を「権利」として保障し、行政命令違反に対する罰則規定も明記。

○ 草加市の概要



草加市の概要

市役所所在地

● 埼玉県草加市高砂1-1-1

人口

● 232,682人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

○ 取組について

1. 取組の背景

- ・ 各自治体における個人情報保護条例制定の流れや、国における情報公開法の制定などを受け、平成 11 年度後半から「情報公開条例」と紙情報を含めた総合的な「個人情報保護条例」の検討に着手した。
- ・ 同年に宇治市で起こった住民データ流出事件において、個人情報データの不正記録や流通行為を規制する規定がないため不正行為者の責任追及や流出データの回収等が十分行えなかったことを踏まえ、後発のメリットを生かし様々な問題に対応した先進的な内容の条例にすることを目標に検討が進められた。
- ・ 平成 12 年 1 月に設置された市民代表や学識経験者で構成される草加市情報公開等懇話会で検討が重ねられ、同年 7 月に「知る権利を保障した情報公開制度と IT 時代に対応した先進的な個人情報保護制度の確立に向けて（提言）」としてまとめられた、その提言を受けた市は、各実施機関との協議やパブリックコメントの実施などを経て、同年 12 月、議会に条例案を提出し、平成 13 年 4 月 1 日から施行することとなった。

2. 取組の具体的内容

- ・ 同条例は、全国で初めて個人情報保護制度を裏付ける「自己の個人情報を管理する権利」（プライバシー権）を明記し、個人情報の開示・訂正・削除や、目的外利用及び外部提供の中止を「権利」として保障しており、その手続きなどを規定している。また、大きな特徴として、IT 時代に対応した個人情報保護を図るため、市の電子情報の不正記録行為などを禁止し、禁止行為に対する市の措置と罰則を定めている。
- ・ 具体的には、まず、実施機関の所有する個人情報ファイルを、磁気テープや磁気ディスクなどの電磁的記録媒体に不正に記録する行為を禁止するとともに、不正記録行為だけでなく不正記録媒体の「譲り受け」「所持」「譲り渡し」「不正複写行為」を禁止している。これは、宇治市の住民データ流出事件の際、電子データの不正記録が窃盗罪に該当しないため、不正行為者を起訴することができなかったことや、住民データの名簿業者への転売についてもその責任を問えなかったことが背景にある。
- ・ また、同事件の際、市長に不正流出したデータを回収する権限がなく、その対応が困難であったことを踏まえ、これらの規定に違反する行為をした者に対し、市長は不正記録媒体の提出、不正複写行為の中止等を命ずることができる旨を規定し、禁止行為者に対する立入検査や命令に従わない者などに対する事実の公表ができることとしている。

- ・ さらに、不正記録媒体の提出や不正複写行為の中止等の命令違反者は 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処するという地方自治法で科すことができる最も重い刑罰を導入するなど、条例の実効性を担保している。また、「市外犯」の条項も設け、当該違反行為を草加市以外で犯した場合であっても適用すると明記している。
- ・ なお、個人情報保護を徹底する観点から、個人情報の管理に責任を有する実施機関を市役所にとどまらず土地開発公社や社会福祉事業団にひろげている点、また、実施機関の職員を一般職の地方公務員だけでなく市長や市議会議員を含む特別職の地方公務員まで広げている点も同条例の特徴である。

3. 取組にかかる事業費

- ・ 条例制定に係る諸費用 1,171 千円

項目	費用
懇話会委員への謝礼	325 千円
条例 PR のパンフレット作成	405 千円
職員マニュアル作成	441 千円
合計	1,171 千円

- ・ 条例の運用に係る諸費用 特になし

4. 取組の体制

- ・ 条例制定に当たっては、学識経験者と市民代表の全 10 人からなる「草加市情報公開等懇話会」で内容の検討が行われた。
- ・ 条例の運用については、庶務課の職員 1 名がその他の事務と併せて担当している。

【草加市情報公開等懇話会の構成】

<p>【委員】10 名</p> <p>座長：右崎正博・獨協大学法学部教授（学識経験者）</p> <p>埼玉県職員（学識経験者）</p> <p>大学教授（学識経験者）</p> <p>弁護士（学識経験者）</p> <p>人権擁護委員（学識経験者）</p> <p>中学校長会代表（学識経験者）</p> <p>町会連合会代表（市民代表）</p> <p>商工会議所代表（市民代表）</p> <p>P T A 代表（市民代表）</p> <p>女性問題協議会代表（市民代表）</p>
<p>【事務局】4 名</p> <p>草加市職員 4 名</p>

5. 取組の成果

- ・ 条例制定後、条例の禁止規定に抵触するような個人情報保護に関する問題は生じていない。
- ・ 条例制定時には職員に対し、個人情報保護条例の運用に関するマニュアルを配布し、全職員に研修を実施するなどの取り組みによって、個人情報の管理に当たって目的外利用に当たらないかを事前に確認するなど、各職員の個人情報保護に関する意識が高まっている。
- ・ 市長への手紙や E メールなどにより、市民から市の個人情報保護に対する取り組みを評価する意見も寄せられている。

6. 今後の課題

- ・ 条例の制定により、個人情報を取り扱うに当たってのルールを定めることができたが、コンピューター室への入室の管理など、日々の業務においてより適切に個人情報を保護するための手順等については、依然改善していく余地がある。今後は、経済産業省の外郭団体である財団法人日本情報処理開発協会が運用する認証制度である情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の取得等を検討していく予定である。

【情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の概要】

- ・ 情報セキュリティの問題として、インターネット上のホームページの改ざん、ハードウェア/ソフトウェアのトラブルや関係者による情報の漏洩などが存在しており、それら個別の技術対策は様々であり、それぞれのレベルで実施されている。情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)とは、個別の問題毎の技術対策の他に、組織のマネジメントとして、自らのリスクアセスメントにより必要なセキュリティレベルを決め、プランを持ち、資源配分して、システムを運用することである。
- ・ 組織が保護すべき情報資産について、機密性、完全性、可用性をバランス良く維持し改善することが ISMS の要求する主要なコンセプトである。
 - －機密性：アクセスを認可された者だけが、情報にアクセスできることを確実にすること。
 - －完全性：情報および処理方法が正確であること及び完全であることを保護すること。
 - －可用性：認可された利用者が、必要とときに、情報及び関連する資産にアクセスできることを確実にすること。
- ・ ISMS 適合性評価制度は、財団法人日本情報処理開発協会が認定した審査登録団体が、組織が構築した ISMS が認証基準に適合しているか審査し登録する制度である。

(参考) 財団法人日本情報処理開発協会ホームページから